

私学労務研究会 会則

第1条（名称・運営）

本会は、私学労務研究会（通称、SRKと称す）称し、一般社団法人私学労務研究会が会員制として組成し運営します。

第2条（事務局）

本会は運営全般を司る事務局を設置し、所在地は東京都千代田区一番町10-8とします。

第3条（目的）

本会は、広く私学・学校法人の人事・組織・労務・労政・人的資源管理の業務運営に寄与することを目的とした事業を行ないます。

第4条（会員向け事業）

本会は、会員に対して以下の主たる事業を行ないます。

- (1) 私学労務セミナーの開催（定例セミナー、特別セミナー、オンデマンド専用セミナー）
 - (2) 社会保険労務士による労務相談の実施
 - (3) 教職員向け研修及び人事・労務コンサルティングの提供
 - (4) 私学の働き方改革認証制度の主宰
 - (5) 私学労務管理能力検定の主宰
 - (6) 会報誌の発刊、メールマガジンの配信
 - (7) 会員校が募集する職員求人の国会ホームページへの情報掲載
 - (8) 会員間の交流を図る親睦、見学、情報交換の機会提供
 - (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- なお、本が行なう事業並びにサービスの内容、提供、制限は、本が必要に応じて変更を行えるものとします。

第5条（会員向けサービス内容）

会員は、本会則 12 条に規定する年会費の対価として以下のサービスを無償で受けられます。

- (1) 会員は、定例セミナーに各回あたり 1 名無料で参加できます。また、特別セミナーが会員価格での割引を受けられます。
- (2) 会員は、欠席した定例セミナーを次回以降の定例セミナーの参加人数分に上乗せ・繰り越しができます。
- (3) 会員は、開催が終了したセミナーを一定期間、動画視聴できます。また、年度途中での入会の場合、入会以前の当該年度の終了したセミナーも動画視聴でキャッチアップできます。
- (4) 会員は、本会の社会保険労務士による電子メールもしくはビデオ会議システムでの労務相談が無料で受けられます。（原則1年度あたり3回まで。規程類の詳細チェック・条項起草・根拠や判例の検証等を伴わない、可否のジャッジ等で回答が示せる軽易な相談内容に限ります。）
- (5) 前項に加え、会員は、本会が催す定期・不定期の労務相談会で、無料で相談が受けられます。
- (6) 私学の働き方改革認証制度における一部費用の割引適用、私学労務管理能力検定受験料の会員価格での割引適用、並びに会報誌・メールマガジン無料
- (7) 個別具体的な労務諸問題について関係方面の専門家へ直接ご相談いただくことができます。（なお、費用については当該専門家との直接のご契約となります。）

第6条（個人情報等の保護）

1. 本会は、会員の入会時に取得した顧客情報について、その利用目的を明示するとともに、その利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 本会は、取得した個人情報を、本人の同意なしに業務提携先以外の第三者に提供することはありません。また、個人情報を利用する場合は、共同利用する事業者の範囲や利用目的等の所定事項をあらかじめ明示または公表します。
3. 本会は、個人情報への不正アクセスや、紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防ぐため、技術的対策を実施し、また安全管理体制を整備して個人情報の保護に努めます。
4. 本会は、保有する個人情報について、所定の手続きに従い合理的な範囲において誠実に開示、訂正、利用の停止および削除等のご請求に応じます。
5. 本会は、個人情報に関する法令、関連規定およびガイドラインを遵守し、一般社団法人としての社会的責任を遂行します。

第7条（入会資格）

本会に入会する資格を有するものは、学校法人及びその設置校に限ります。

第8条（入会手続）

1. 入会申し込みの際、本会が定める所定の入会申込書に入会申込者の情報を記入していただく必要があります。

2. 入会手続が完了した会員には、会員証、会員情報（IDアカウント、パスワード）を発行します。

第9条（会員の地位）

1. 会員の地位は、本会が入会を承認し、年会費の納入が完了した時に取得するものとします。
2. 会員の地位を譲渡、貸与等することはできません。

第10条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第11条（入会金）

入会に際しては、当会が定めるところの入会金を納入いただきます。但し、本会の判断でこれを免除する場合があります。

第12条（年会費）

1. 会員は、本会の定める年会費を納入するものとします。
2. 年度の後期（10月～翌3月）に入会があった場合、入会日の属する月の前月までの年度経過分に相当する金額を、年会費から減じて算定する場合がある。

第13条（更新）

入会年度の会員の地位に係る翌年度への更新は、会員からの退会の申し出があった場合を除いて自動更新とし、次年度以降も同じとします。

第14条（会員録の公開）

本会会員の会員録の公開は、会員数がある一定数に達するまでの間は見送るものとする。尚、個別会員からの他の会員の照会等において、相手方会員の承諾を得た場合はこの限りではない。

第15条（知的財産権の無償許諾）

会員が本会のサービスに関連して提供した情報、アイデア等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウを含むがこれに限られません）は、第三者に権利が帰属する場合を除き本会に帰属します。ただし、情報を供された会員は、本会の承諾を得て当該知的財産権を会員の内部に限定して使用できるものとします。

第16条（免責）

1. 本会は、会員が本会のサービスの利用に関連し、会員、その他の第三者に生じた損害につき、法令等により免責が認められない場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 本会は、本会のサービスを必要に応じて変更、停止または中止することができるものとします。本会は、サービスの停止または中止により、会員、その他の第三者に損害が生じた場合であっても、法令等により免責が認められない場合を除き、一切責任を負わないものとします。
3. 本会は、会員からの年度途中での退会の申出がなされた場合においても納入済みの年会費の返金には応じません。

第17条（施行）

本会則は、2018年1月1日をもって施行します。

第18条（細則・附則）

本会則に定めのない事項および事業運営上で必要となる細則・附則は、一般社団法人私学労務研究会が定めることができます。

細則・附則においても本会則の一部を構成するものとします。

第19条（会則の運用および変更）

1. 本会則の運用は、本会事務局が行うものとします。また、本会は、必要に応じて本会則の変更を行えるものとします。
2. 会則、細則・附則の制定改廃があった際は、遅滞なく会員に周知するものとします。

以上

（附則）本会則は 2018 年 11 月 15 日より改正・施行します。

（附則）本会則は 2019 年 5 月 10 日より改正・施行します。

（附則）本会則は 2019 年 11 月 1 日より改正・施行します。

（附則）本会則は 2020 年 5 月 7 日より改正・施行します。

（附則）本会則は 2020 年 10 月 15 日より改正・施行します。